

特定鳥獣5種の保護管理計画の考え方と効果的な進め方

③ クマ類

一般財団法人 自然環境研究センター 小林喬子

平成 11 年に特定鳥獣保護管理計画制度が創設され、クマ類では 22 道府県で特定計画が策定されている（平成 29 年 4 月時点）。しかし、近年のクマ類の生息動向の変化やクマ類を取り巻く自然環境の変化、人間の社会状況の変化に伴い、保護・管理を行う上での新しい課題が生じており、それらに対応する必要がある。

そのためには、科学的・計画的なクマ類の保護管理の取り組みを順応的に行っていく必要があるほか、広域的に分布する地域個体群とごとの保護・管理の推進や人間とクマ類の棲み分けを図るゾーニング管理を行っていく必要があります。

本講義では、平成 28 年度に改訂した『特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）』に沿って、より実効性のある特定計画にすることを目的として、以下の項目について扱う。

1. 基礎知識

北海道にヒグマ、本州・四国にツキノワグマが生息している。近年は、四国を除き全国的に分布が拡大していることが認められている。

母親と子を除き、基本的には単独で行動をしている。冬には冬眠し、メスはその間に出産を行う。春～夏にかけては分散期（若いクマが母グマから離れる）及び繁殖期（オスがメスを求めて行動圏を広げる）であること、秋は冬眠に備えて食欲が増し餌を求めて行動が活発になることから出没が増加する傾向がある。

また、被害の発生は個体数や生息密度に比例せず、農作物等に執着した特定の個体が引き起こすことが多いことから、総個体数の調整だけでなく問題個体の管理（個体管理）が重要となる。

2. 特定計画の運用に向けて

① ゾーニング管理

クマ類の地域個体群の保全を担保しながら、人間との軋轢を軽減するためには、『クマ類を保護するゾーン（コア生息地）』、『人間活動を優先するゾーン（排除地域・防除地域）』、その間に『緩衝地帯とするゾーン（緩衝地帯）』を設定し、各ゾーンにおいて適切な管理の方向性を示すことが必要となる。ゾーニング管理の実施にあたっては、都道府県単位で行う広域的なスケールと集落レベルで行う小スケールでの管理を組み合わせ、各ゾーンにおける適切な対応や対策について関係者間で共通認識を持つことが重要である。

② 広域的な保護・管理

クマ類は行動圏が広く、多くの地域個体群が都道府県行政界をまたいで広域的に分布していることから、保護管理ユニット単位で保護・管理を行っていくことが望ましい。同一保護管理ユニットの関係行政機関が協議・調整し、保護・管理の方向性について共通認識を持ったうえで、計画的に保護・管理を進める必要がある。

③ モニタリング及び施策へのフィードバック

計画的な保護・管理を実施していくためには、保護・管理の目標に合った評価指標を設定し、それについてモニタリング、効果検証を実施したうえで計画を見直す必要がある。

広域的に連携し、保護管理ユニット単位で個体数の推定及び地域個体群の動向の把握を行うと良い。

④ 人材の育成・確保

クマ類の保護・管理に関係する担当者は、計画の作成、計画に基づく事業の実施及び計画の評価について十分な知識を有する必要がある。また、クマ類は他獣種と比較して、捕獲を実施する際に危険が伴うため、正しい知識と技術を有した捕獲技術者が必要である。